



日本における国際商事仲裁の振興

司 会 市毛 由美子 日本弁護士政治連盟 常務理事
小川 晃司 編集長



佐久間 総一郎 氏
新日鐵住金株式会社
代表取締役副社長



小原 淳見 氏
国際商業会議所
国際仲裁裁判所 副所長
第一東京弁護士会会員



小原 正敏 氏
日本弁護士連合会 副会長
大阪弁護士会会長

【小川】 本日司会を務める弁政連ニュース編集長の小川と申します。世界では国籍の異なる企業間の紛争が増える中、国際仲裁がクローズアップされつつあります。しかし我が国では、諸外国に比較して仲裁力が高まっているとは言えず、仲裁件数の少なさが懸念されています。本日は、国際商事仲裁を中心に、国際仲裁の現状と我が国の問題点、将来的な課題について、お話いただきたいと思えます。

【佐久間】 佐久間総一郎と申します。現在、新日鐵住金の副社長として法務を含む内部管理部門を担当しています。1978年に入社、法務部門で20年以上に渡り、海外のM&Aや合弁、WTO案件を含む通商問題、訴訟案件を担当しました。4年間ほど、パリのOECD科学技術産業局でエコノミストとして勤務したこともあり、現在は経団連の経済法規委員会の企画部会長、政府関係では法制審議会の委員等を務めております。

【小原(正)】 日弁連副会長の小原正敏(おはらまさとし)です。日弁連では、国際関係特に法律業務の推進センター、中小企業の海外展開法的支援センターの担当をしております。また、大阪弁護士会の会長をしております。米国に留学した当時、ADRは特にメディエーション(調停)が注目されていました。帰国後、大阪弁護士会の調停センターの運営や、日本商事仲裁協会(JCAA)で国際取引研究会に携わり、国際仲裁案件では、10件ほど仲裁人も担当しました。

【小原(淳)】 弁護士の小原淳見(おはらよしみ)です。約10年前から国際仲裁に携わり、2010年にはロンドン国際仲裁裁判所(LCIA)の国際仲裁に関する意思決定に関与するコートメンバーに日本人として初めて就任し、2013年から2015年までLCIAの副所長でした。2015年からは、国際商業会議所(ICC)の国際仲裁裁判所の副所長を務めております。現在業務の大部分が国際仲裁です。公表事例としては日本企業が初めて起こした投資協定仲裁の代理人を務めております。また現在外国企業間の仲裁案件における仲裁人をいくつも務めています。

【市毛】 弁護士で、本日小川編集長と共同司会を務めます市毛と申します。現在、日本仲裁人協会(JAA)の事務局長を務めております。

【小川】 まず、仲裁について概括的にご説明いただけますでしょうか。

【小原(淳)】 仲裁は、当事者間の紛争を、裁判所外で私人である仲裁人により法を適用して解決する制度で、仲裁判断には、一定の要件の下判決と同じ効力が与えられます。一般に仲裁というと、喧嘩の仲裁のように当事者の間で紛争を調整をするイメージがありますが、法律上の仲裁は意味が違います。





【市毛】 国境を超えた当事者間の紛争解決方法として、仲裁のメリットは何でしょう。

【小原（淳）】 公平性、柔軟性、専門性、国際執行力があげられます。

国籍の異なる当事者間の紛争の解決を一方当事者の国の裁判で行うと、他方当事者にフェアでない。国際仲裁のキーは私的自治です。一国の裁判制度を離れ、両当事者に実質的に公平な手続を当事者及び仲裁人で作っていくため、大企業と中小企業の間、文化的・法的な背景が全く違う企業の間でも、双方が満足する手続で紛争解決ができます。フレキシブルな制度が、国際的に活動する企業にとって魅力的な要因だと思います。

更に、紛争の対象となった事業分野の専門家たる仲裁人が判断しますので、結論にサプライズがない。一流の仲裁人が判断する場合、仮に法の適用がその母国の裁判所ほど正確でないにしても、結論においてははずれないという点が国際仲裁に対する信頼感でしょう。

最後に執行力ですが、ニューヨーク条約加盟国156カ国では、一定要件のもと、国際仲裁の判断に基づく執行をしなくてはなりません。外国判決の執行に関する条約が発効しましたが、加盟国に限られ、依然として国際仲裁の執行力は非常に重要です。それによって当事者は仲裁地、執行地を戦略的に選ぶことができます。

私の最初の国際仲裁案件では、国籍の異なる3人の仲裁人が当事者の意見を公平に聴き、短期間で効率的に紛争を解決しました。国際仲裁が法的文化的背景の異なる当事者間の紛争を公平に解決できる素晴らしい制度であることを身を以て学び、依頼者には仲裁の優位性を説いています。

【小川】 裁判所が国際仲裁に関与するのはどのような場面でしょうか。

【小原（淳）】 仲裁判断の取消及び執行、仲裁のための保全処分、仲裁当事者ではない第三者からの証拠収集等を行います。仲裁人は仲裁当事者に対し提出命令を出せますが、第三者が重要な証拠を持っている場合は仲裁人には提出を命令する権限がない、それをサポートするのが裁判所になります。また、仲裁合意があれば、裁判所は訴えを却下します。

【小原（正）】 平成16年に施行されたわが国の仲裁法の中にも、裁判所の共助は定められており、小原淳見先生がおっしゃったように、日本を仲裁地にする仲裁合意があれば同法が適用になります。また、仲裁手続を本案として、一般の裁判所の手続により、仮処分ができるなど、裁判所の手続をもっと柔軟かつ能動的に活用することも考えられます。

【市毛】 ところで、日本企業は、グローバル市場の中で、技術力や営業力では競争力が高いと評価され

ていますが、「紛争解決力」、つまり紛争を的確かつ迅速に低コストで解決するスキルをもっているのでしょうか。

【佐久間】 日本の企業が紛争解決力で劣っていると感じたことはありません。訴訟や国際仲裁にならず、協議により解決していることが多い。ただ、欧米企業は最初から法曹資格のある人が出てくるのに対し、日方は営業の人間が対応する傾向にあり、そこはやはり若干問題を感じています。日本では、弁護士が企業にとって身近な存在ではない、また、紛争を解決する際、過去は、行政の指導に頼る面があったことも一因かと。更に、アジアでの紛争では、現地部隊が、弁護士ではなく当該地のコンサルタント会社に頼る傾向も問題となります。

ビジネスでは、必ず紛争が起きます。紛争解決力は、グローバル化すれば当然国際競争力に直結します。特にものづくり会社にとって、知的財産、通商問題などは、競争力に直結すると経営者は考えております。

【小原（正）】 まず弁護士が身近でないというご指摘については、日弁連として国際紛争分野に限らず様々な施策を講じていますが、さらに努力が必要だと思います。海外進出先で現地コンサルタントに頼ってしまうという問題についても、海外でも日本の弁護士に日本語で相談できるよう、各国の外弁規制のハードルを下げてもらうよう働きかけています。

これだけ日本の企業がグローバルに国際社会で活躍してくると、紛争が起きた場合に国内のように交渉だけで収めるのは非常に難しい、そこで、国際契約の中に紛争解決手段として仲裁の合意があれば、妨訴抗弁により裁判に巻き込まれるのを防ぐことができ、仲裁による解決ができます。仲裁であれば、自分たちが信頼でき、紛争の実態・内容についての専門知識を持っている人を仲裁人に選ぶことができ、非公開で、迅速かつ適正な紛争解決手続が期待できます。

但しこれは、契約書の中に有効な仲裁合意があることが前提です。日本の場合、欧米に比べると、契約書の中に仲裁条項をしっかりと入れるということが十分ではない例がよくあります。そうすると仲裁もありえない、裁判しかないことになる。そこは課題だと思います。

【佐久間】 確かに弁護士が身近でないと、契約書は営業の人が適当に作ってしまい、仲裁条項が入らない、もしくは基本条件はこちらが圧倒的に有利であるにも関わらず、仲裁合意内容では、仲裁地も他の条件もすべてに相手に有利になっていることがあります。

【小原（正）】 日弁連では、地方の中小企業に対して地元の弁護士がサポートできるよう、集中的に研修会を行っています。特に、国際取引に関する法務や国際仲裁に関する研修は、地方都市でもライブの研修会のほか、e-ラーニングやTV中継を利用してやっています。研修の方法や教材も、テキストによる講義だけでなく、実務に即してワークショップ方

式を採用するなど、実際に使えるスキルや情報を提供する取り組みを進めています。

【小原(淳)】 準拠法の視点も重要です。最近債権法が改正されましたが、日本法を海外のuserに使ってもらうためには、日本の法制度を分かりやすく、バランスのとれた、海外のuserにも使い勝手のよい内容にしたうえで、情報発信することが重要です。外国人の仲裁人に日本法をプレゼンするとき、つくづく日本法の説明は難しいと感じます。また判決の英訳は涙が出るほどつらい。国際社会で日本法が使われるようになれば、日本企業にとりより有利な環境で紛争解決ができるようになります。

【小川】 現状国際社会、国際商取引において、国際商事仲裁が、どう位置づけられ、どう活用され、どのような状況になってますでしょうか。

【小原(淳)】 最近では、国際取引契約で裁判による紛争解決を規定する条項はまれで、圧倒的多数は仲裁合意を規定しています。日本国外の国際仲裁の件数の推移は、右肩上がりです。シンガポールは、昨年300件を超え、ICCは1000件を超えました。

【小原(正)】 今おっしゃられたとおり、特にアジア諸国では国家の政策として仲裁の振興に取り組んでいることもあり、申立件数が増えてきている。国際契約の紛争解決条項の交渉では、それぞれの国の司法制度に対する信頼感が重要となりますが、仲裁件数が増えると日本における仲裁の認知度が向上し、適正な解決事例が蓄積されることにより、さらに仲裁地として選ばれやすくなります。これに伴い、様々な国際会議も来る、社会全体の活性化にも役立つということで、国家の戦略として、自国に適切な仲裁機関、仲裁施設を持つ流れになっています。

【佐久間】 国際的な取引契約であれば、国際仲裁を紛争解決手段とすることはほぼ常套だと思います。その傾向はますます強まっていて、中国の世界の経済に占める割合がこれだけ増えていても、中国と取引する会社が、中国での裁判を紛争解決手段として合意する可能性は低い。少なくとも私の会社ではありえない。当然国際仲裁に持っていくわけですが、これは他のアジア諸国も欧米企業も同じだと思います。契約に基づかない紛争は裁判になりますが、契約上の紛争解決なら国際仲裁は常識だと思います。

【小川】 日本企業では、国際取引に臨む場合国際商事仲裁がスタンダードだという認識はどの程度共有されているのでしょうか。

【佐久間】 企業の法務としては正に常識で、国際仲裁のメリットは、はっきりと分かっています。しかし、中小の会社になると、そもそも国際商事仲裁に関する知識が少ないと思います。ですから商事仲裁と言われてもピンと来ない。そこはかなり開きがあると思います。理解を広めるべきところです。

【市毛】 国際仲裁の前提である契約書上の仲裁条項ですが、自社が交渉上有利な立場にあるときに、どのように仲裁条項を組み立てるのが有利になるのでしょうか。

【佐久間】 実際の契約交渉では、紛争解決条項に話が至る前までが長丁場で、あまり経験がない人からすると、もう紛争解決はどうでもいいじゃないかと

というような雰囲気の中で議論されることが多い。何で決まるかということ、本来は力関係ですね。こちらが取引上優勢な立場であれば、仲裁地、ルール、準拠法について有利な条件となるはずですが、相手の抵抗がある。力関係から押し切れるのですけれど、時間もないし、結局第三国で良いのではないかと安易に決まる。具体的には、日本企業が圧倒的に有利な立場で海外企業と契約を結ぶ場合でも、日本の仲裁地とはならない。なぜなら、相手は、日本語がよく分からない、そもそも日本には仲裁実績が無いじゃないか、日本の仲裁のハードって何があるのか、シンガポールには素晴らしい仲裁施設があるのではないか、シンガポールは中立的で信頼できる、じゃあシンガポールに妥協しようといったことで決まる。

ところが、実際に紛争が起きると、出張はしなければならない、英語でやらなければならない、何故シンガポールで日本法を準拠法としてやるのか、といった問題に行きつく。但し、実際に紛争に発展するケースはそう多くはないので、契約交渉時には軽く考えられているのです。

【市毛】 仲裁条項はビジネスマンにはあまり重視されていないということですか。

【佐久間】 重視されないどころか、そこに関心を持っているビジネスマンは少ないです。ただ重要な問題ですので、当然法務の人間とか経験のある人間、痛い思いをした人間はこだわりますけれど、一般的には準拠法を含めてあまり詰めない。特に規模の小さい会社だと、その辺を考える人が居ないでしょう。そこは、会社がしっかりとした体制で臨まないと駄目ですね。

【小原(淳)】 私は、常々法務部の方々にお伝えしているのは、仲裁合意の内容次第で、実際の仲裁手続の流れを相当程度規定してしまっているということです。ニューヨーク条約加盟国の仲裁地を選ぶといったベーシックな点に始まり、仲裁機関の規則及び実務、仲裁地の仲裁実務、法制度及び裁判所の傾向等を踏まえて仲裁合意の内容を決めるよう、仲裁合意の締結の段階から意識を高めていただくことが重要です。

【市毛】 相談を受けた弁護士の説明力も非常に大事ですね

【小原(正)】 佐久間様がおっしゃったように、企業は、取引自体の諸条件を詰めることを優先し、仲裁条項の交渉で不一致が生じた際、取引を優先するために、仲裁条項については不利でも呑んでしまう。その際、弁護士が依頼者に対し、内在するリスクやそれを回避する方策等を、きちんと説明することが非常に大切です。もう一つ大事なことは、仲裁コストの説明です。大企業は紛争額も大きいので、外国における訴訟リスクに比べれば仲裁は様々な長所があり、コストはそれほどの問題





ではなく、解決内容が重視される。しかし中小企業にとっては、仲裁は、裁判に比べても最初の段階で予納金の納付等のコストがかかることの説明も重要です。更に、より簡便な、簡易仲裁手続についても、弁護士が契約段階から説明をするなど、依頼者に説明しておくべき点だと思います。

【市毛】 預託金はどれくらいですか？

【小原（正）】 仲裁人の数によりますが、1人仲裁で50万円から100万円、3人仲裁なら100万円から300万円といったところでしょうか。

【小原（淳）】 係争額によってもう少し小さい場合もあると思います。最近、各仲裁機関は係争額の小さい紛争において書面審理中心で大凡6カ月以内に仲裁手続を終了させる簡易仲裁の規則を設けています。仲裁機関によって簡易仲裁が適用される係争額が異なりますが、5ミリオンドル、また2ミリオンドル以下の紛争は、簡易仲裁で処理され、仲裁機関に支払う手数料も抑えられています。仲裁の進め方次第で費用と時間が大きく変わります。仲裁手続は柔軟なので費用対効果を考えながらどう効率的に設計していくかが勝負です。日本の弁護士が大陸法系の手続の優れた面を仲裁にも持ち込めれば、国際仲裁がより効率的な手続になると思います。

【小川】 わが国における国際商事仲裁機関は、現状どの程度整備されていますか。

【小原（正）】 商事紛争については、日本商事仲裁協会（JCAA）が日本で唯一の代表的な常設の商事仲裁機関です。日本海運集会所という海事事件を主に扱うところもあります。

【小原（淳）】 本来仲裁機関と仲裁地は必ずしも結びついていません。日本でもICCの仲裁が行われています。しかし日本で国際仲裁を振興するためには、日本の主な仲裁機関であるJCAAの国際仲裁を振興させることが重要です。

【市毛】 佐久間さんはJCAAの元理事でおられますが、日本の国際仲裁が年間20件前後という現状で、日本の企業は、それで満足しているのでしょうか。

【佐久間】 先ほど言ったように、契約段階で仲裁地の議論が詰められておらず、日本でならどうかという比較をしない。ただ、日本でやれば大きなメリットがあるわけですから、日本企業としては、現状には全く満足していないと思われます。



本来日本で仲裁できる何件かが、シンガポール等に行っているのでしょうか。

【小川】 余談になるのですが、自民党の司法制度調査会が本年6月1日に出している提言で「日本国際仲裁センター（仮称）設置を目指す」とあります。これは場所ですか。

【小原（淳）】 場所です。いわゆる審問施設。ヒアリングを行う場所で、裁判所で言えば裁判所の法廷

のようなものです。

【市毛】 日本でICCやAAA仲裁が行われているケースもあるのですか。

【小原（淳）】 AAAはわかりませんが、ICCの仲裁は日本国内で行われています。しかし日本を仲裁地とする仲裁は減少傾向で、日本企業が当事者の場合でもシンガポールなど海外を仲裁地とする合意をしていることが多い。私自身の日本を仲裁地とする案件は減っており、ここ数年ゼロです。

【小原（正）】 ICCルールで日本仲裁地、手続場所も日本というケースですね。

【小原（淳）】 仲裁地はあくまで法律的な概念ではありますが、実際に仲裁手続の中で証拠調べを行うヒアリングは仲裁地で行われることが圧倒的に多いです。日本が仲裁地に選ばれば、そこにヒアリングを行う施設が必要になります。そのため、日本が仲裁地として選ばれるためには、少なくともヒアリング施設が必要です。さもないと、日本を仲裁地として合意した場合、どこでヒアリングを行うのかという問題がおきます。

【市毛】 案件の少なさの他に、現在の日本の国際仲裁の現状は諸外国と比較してどうですか。

【小原（淳）】 日本企業が当事者となる案件、日本を仲裁地とする案件が、圧倒的に数が少ないこと自体が現状の問題を表しています。

日本では紛争に対するアプローチが異なります。事を荒立てず当事者間で和解により紛争解決する。最も効率的な紛争解決ではありますが、その手法が国際社会では通用しないことも多いです。現状仲裁経験のある企業は、一部の大手企業に集中しています。しかし、大手企業でもあっても必ずしも仲裁を使いこなせていないと感ずることがあります。ましてや中小企業では、仲裁って何？という反応が圧倒的に多く、それが仲裁を避ける一因になっていると思われま。

なぜ日本が仲裁地として選ばれていないのか。やはり日本にはインフラが整っていないからではないのでしょうか。ロンドン大学が、数年前に仲裁地選別のポイントに関するアンケートを実施したところ、最多回答は、司法制度が安心できること、十分な仲裁人、仲裁代理人のプールがあることでした。まさに日本の課題だと思います。従って、課題の一つ目は、裁判所に国際仲裁をもっとサポートして欲しい、仲裁をサポートする方針を外に発信して欲しいです。二つ目は、最新の実務を反映した仲裁法がない、仲裁実務の日本語の解説書も限られています。三つ目として、日本の仲裁機関が外国企業に、諸外国の仲裁機関同様に、魅力的に映っているか、という問題があります。仲裁合意の交渉において相手方の外国企業に、JCAA who? といわれては、そこで交渉は終わります。日本を仲裁地とする国際仲裁の潜在的利用者は半数以上が海外企業であるため、海外向けの情報発信が重要です。例えばシンガポールでは、シンガポールの最高裁長官が、世界中を巡ってシンガポール仲裁を宣伝しました。シンガポール

国際仲裁センターも、毎年何回も日本に来て日本の企業ユーザーに対して是非使ってほしいと宣伝しています。

世界レベルの競争なので人的・物的インフラ双方の整備が重要です。仲裁人、仲裁代理人の養成は、日本仲裁人協会や弁護士会にもぜひ頑張っていたきたい、人を育てなければ、いつまでも日本企業に身近な仲裁人・仲裁代理人が現れません。審問施設も重要です。シンガポールは、マックスウェルチェンバーという施設を作ってから、従来の二桁の仲裁案件が三桁になりました。シンガポールの大成功を見て、世界各国で審問施設が雨後の竹の子のように出てきて、ぜひうちの仲裁施設を使ってくださいと宣伝しています。世界の大きな主要都市にはその国の中核となる仲裁機関があり、仲裁拠点として審問施設が整っていることが当たり前になっています。ビジネスを呼び寄せるため、きちんとした紛争解決手続きが確保され、人的物的インフラがある。それが、日本は十分ではないと思います。

【市毛】 アジア諸国が仲裁先進国になっている現状を、日本企業はどう見ているのでしょうか。

【佐久間】 まず日本は、優位な技術ノウハウや知的財産がベースの企業が多い。その場合、契約では日本企業が有利なわけです。コンテンツやキャラクターを持つ日本企業が海外とライセンス契約を結ぶ場合、圧倒的に日本企業が有利なはずです。ただ、紛争解決に関して、その有利さが全く生かされていない。例えば、サッカーのホーム試合にも関わらず、国内に専用スタジアムがないので、第三国でやらざるを得ないということ。紛争条項で、仲裁地はシンガポールで良いと押し切られるケースが多い。ホテルでやれば良いという意見は、野球場でサッカーやれと言っているようなものです。当たり前のことがされていない。ホームゲームにも関わらず、どうして自分の国で試合ができないのか、が一番の問題でしょう。

今までと違う観点ですが、最近大枠合意と言われている日本とEUのEPA（経済連携協定）、そこで棚上げになっているのがISDS（投資家対国家の紛争解決手続）の具体的なメカニズムです。欧州では密室での仲裁との非難が高まり、ISDSについては特別な仲裁システムを作ろうという動きになって、実際にEUとカナダは手を握ったわけです。非常にバランスが悪いと思いますが、ISDSは特別なフォーラムでやるという事を、今日本に対しても多分要求している。普通なら訴える時にはそちら、訴えられる時はこっちだと言った対案を出すかも知れませんが、はっと見たら日本にはそういう施設がない、彼らには立派な施設があるとなると、交渉にならないわけですね。これはヨーロッパだけではなく、色々な所でそういう流れになると思われま。ISDSは、企業にとって投資協定の一番重要な条項ですから、一方的にヨーロッパで手続きしなければならない、一方的に相手国でやらなければならないという話では、今後大きな問題になります。その意味でも、早急に、国が基盤整備をするべきだと思います。

【市毛】 いまISDSの話が出ましたが、国際商事仲

裁とは切り口は違うものの、施設・インフラが必要だという意味では共通のようですので、淳見先生にISDSのご説明をお願いします。

【小原（淳）】 ISDSというのは Investor-State Dispute Settlement の略で、外国投資家と投資先のホスト国との紛争を解決する手続のことを言います。世界には3000程の投資協定がありますが、二国間、またはマルチで、締約国間でお互いに相手国から投資を保護する条約です。この条約のすごいところは、国家間の義務を定めた条約ですが、締約国協定に違反した場合には、不当な取扱を受けた投資家自らがこの協定に基づいてホスト国に仲裁を起こして救済を求めることができる、というISDSの制度が盛り込まれているところです。以前は何かあると、自国政府に泣きついて、国と国の紛争として外交を通じて解決してもらっていました。また自国政府全く動かない場合は泣き寝入りだったのですが、協定に違反する取扱を受けた個々の投資家が直接相手国に対して、仲裁によって救済を求めることができるわけです。特に投資先の新興国政府に翻弄されている日本企業にしてみれば最後の紛争解決手段が確保されていることになります。今お話の出たEUとカナダは、従来の投資協定仲裁手続をやめ、常設投資裁判所を作ってあらかじめ国が選任した、締約国の国籍の候補者5名ずつと第三国の候補者5名の判断者のプールからランダムに選ばれる判断者が判断をするという、仲裁の根本である私的自治とはかなり離れた制度を作っていました。

ISDSと施設と絡めて申し上げますと、日本の近隣諸国ではマレーシア、韓国、シンガポール、香港は、ISDSを扱う主な仲裁機関であるICSID（International Centre for Settlement of Investment Disputes）や常設仲裁裁判所（PCA）と協定を結んで、自国内の施設で投資仲裁協定ができるようにしています。PCAと協定を結ぶ時に重要なのは行政による訴追免責の合意です。例えば、シンガポールでヒアリングをすることでシンガポール当局に逮捕されないという免責を手続国が約束しなければ、PCAはその国の施設と提携しないと聞いています。ハードも大事ですが、行政のサポートも必要になります。

【小川】 政府が「骨太の方針2017」で掲げた「国際仲裁の基盤整備」は、官民、特に経済界、弁護士会、裁判所といったプレイヤーが一体となって推し進めていく必要があると思われま。最後に政府、弁護士会、あるいは企業当事者が取り組んでいくべき課題についてそれぞれの視点でお答えください。

【佐久間】 グローバル化が避けて通れない時勢で、大企業だけではなく中小企業のグローバル化を支援するため、国際仲裁の基盤整備は国の使命だと思います。グローバル化支援のためには、ちゃんとした契約を作る、その中ではちゃんとした国際仲裁による紛争解決の規定を盛り込み、日本が内容的に優勢な取引契約であれば、日本に仲裁地を持って来られるようにする、そのための基盤整備、ハードが一番大きい問題であり国の責務だと思います。日本に裁判所があるのと同様に、仲裁施設があつて当然だと私は思います。この点、日本は非常に遅かった。ただ今より早いことはないので、早急に進めるべきだ

と思います。少なくとも、仲裁を巡る日本の裁判制度は近代的ですし、信頼ができる。そして安全からすれば日本は非常にすぐれた立地ですから、そういうハードを作るべきです。

【小原（正）】 日弁連は、もともと利用しやすく頼りやすい司法の実現を掲げてきましたが、国際取引がグローバル化する中で国際民事紛争の適切な解決は、日本の弁護士が責任を持って担うべきです。国際商事仲裁を我が国できちんに行える体制整備、中でも、地方の弁護士や中小企業を依頼者に持つ弁護士が、仲裁地を日本とすることの重要性について依頼者にきちんと説明ができる研修には是非力を入れていただきたいと思います。国際仲裁は日本の弁護士に関係がないと思われがちですが、中小、あるいは地方の企業の海外取引が増えていく中、国際商事仲裁は紛争解決手段として重要になっていること、契約段階から仲裁条項に関するしっかりとした交渉が必要だという認識を広めるため、研修の充実にも取り組んでいただきたいです。

日弁連は、今年の2月19日に、国際仲裁の振興についての意見書を出させていただいていますが、一つはハードの問題、そして仲裁人の養成、法制度の整備、これを相互に連動して広めていくことを目指しています。幸い、最終的に自民党の司法制度調査会の最終提言と政府のいわゆる「骨太方針」の中にそれぞれが盛り込まれました。そういった意味でも、日弁連は約4万人の会員弁護士を抱えている強制加入団体として、提言した施策の推進に協力すると共に、ユーザーである企業の声に謙虚に耳を傾け、優れた仲裁人の確保という意味では、日本仲裁人協会との連携、さらには既に仲裁人として活躍されている弁護士皆さんの協力を得ながら、その資源を有効に活用していくなどして、オールジャパンの取り組みの推進力になりたいと考えているところです。

【小原（淳）】 立法ですと仲裁法見直し、司法ですと司法による仲裁の支援が重要です。裁判所は、仲裁に関する案件のノウハウを集中する部門が必要で

はないかと思われま
し、仲裁先進国の裁判所
の実務を研究しつつ、日本
の裁判が国際仲裁を支
援しているという情報発
信を海外に向けてぜひ
行って頂きたい。



行政の観点では、日本の仲裁機関を育てるための支援が重要です。シンガポールはシンガポール政府がSIACのみならず海外の仲裁機関に対して、人件費、施設費を補う資金を出しています。日本でも、日本の仲裁機関がより発展するよう行政の支援を是非お願いしたい。シンガポールでは法務省が審問施設の建設・運用を支援しています。日本でも是非実現して頂きたい。

弁護士会は、国際仲裁分野の人材育成に加えて、外国への情報発信もぜひ行って頂きたい。諸外国の国際会議に出て、日本の国際仲裁をアピールしていただければと思います。

個々の弁護士について言えば、世界中で多くの弁護士が決して母国語でない言語を操って国際仲裁を立派にこなしています。欧米だけではなく、アジア諸国でも同様の状況です。日本の弁護士も、もっと自信も持って、従来の弁護士業務にとらわれず、より広い視点で、幅広い分野で活動を行ってほしいと思います。現在の国際仲裁の実務ではコモンローの裁判実務が非常に強く影響する傾向にあり、そのために国際仲裁の費用と時間がかかり、深刻な問題となっています。国際仲裁の実務は常に進化しており、日本を初めとする大陸法系の訴訟実務の中には、手続の効率化に役立つ手法が多々あると思いますが、多くの日本の弁護士に国際仲裁の分野に進出することで、そのような手法が国際仲裁に導入され、国際仲裁が効率化し更に有効な紛争解決手段となることを祈念しています。

【小川】 本日は誠にありがとうございました。

(2017年7月25日於霞が関弁護士会館)

